

令和8年度神奈川県介護支援専門員実務研修受講試験運営業務等委託に係る公募型募集について

次の業務を実施することが可能で、受注を希望する事業者を公募する。

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 委託業務の名称           | 令和8年度神奈川県介護支援専門員実務研修受講試験運営業務等委託   |
| 2. 業務の内容             | 別紙「令和8年度神奈川県介護支援専門員実務研修受講試験運営業務等委託仕様書」（以下：別紙仕様書）のとおり  |
| 3. 委託契約期間            | 契約締結日から令和8年11月30日まで   |
| 4. 委託料上限額            | 8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  |
| 5. 参加資格              | <p>本公募型募集の参加資格は次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している者であること。</p> <p>(2) 常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができる者であること。</p>   |
| 6. 提案にあたって<br>提出する書類 | <p>事業計画提案書（※）5部（正本1部、副本4部）</p> <p>※提案内容は次の項目を盛り込み作成し、（様式1）を表紙として提出すること</p> <p>1 事業実施体制について</p> <p>(1)業務実施の考え方</p> <p>(2)業務実施体制</p> <p>(3)業務に関する知識及び関連業務の実績</p> <p>(4)法令順守体制</p> <p>2 事業提案の内容</p> <p>(1)試験問題及び解答用紙の保管と配達</p> <p>(2)人員の確保と事前研修</p> <p>(3)会場設営と運営</p> <p>(4)事業内容に見合った見積金額</p> <p>※別添「積算内容に含める項目」に記載の項目を必ず含めて作成すること</p> |
| 7. 提案書類提出の<br>手続き    | <p>提案書類受付期間</p> <p>令和8年3月2日（月）～9日（月）17時必着</p> <p>※提出は持参または郵送（配達証明による必着とする。）</p> <p>提出先</p> <p>社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉研修センター</p> <p>〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内</p> <p>受付時間（平日）9時～17時</p> <p>※持参の場合は、下記事務局へ事前に電話連絡の上、神奈川県社会<br/>福祉センター7階受付まで</p>  |
| 8. 選定方法              | <p>1 本会が設置する審査委員会において、提出書類の内容を総合的に判断し、最も優れていると認めるものを委託先として選定する。</p> <p>提出された書類による審査とする。但し、対面による質疑応答等が必要と判断した場合はこの限りではない。</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>2 参加が無効となる場合</p> <p>提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの</li> <li>・記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの</li> <li>・虚偽の内容が記載されているもの</li> <li>・委託料の上限を超えているもの</li> </ul> <p>3 選考結果の通知</p> <p>審査委員会の結果を踏まえ、書面にて選考結果を通知する。</p>   |
| 9. 契約           | <p>1 委託先として決定したものは、契約締結をおこなう。</p> <p>2 委託料の支払いは、見積書の明細に実数を乗じた金額を支払う。</p> <p>※実際の業務内容や、受験者数等の状況を踏まえ調整を行う。</p>  |
| 10. 留意事項        | <p>1 公募にかかる経費は参加者の負担とする。</p> <p>2 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>3 提出された書類は返却しない。</p> <p>4 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しない。</p> <p>5 提案書の審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。</p> <p>6 本委託業務に係る提案書の提出を行う者は、次のとおり誓約したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること</li> <li>(2)債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと</li> <li>(3)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと</li> <li>(4)暴力団又は構成員（暴力団の構成団体の構成員含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。</li> </ul> |
| 11. 公募の周知及び質問受付 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページにて周知<br/>周知期間 令和8年2月16日（月）9時～2月27日（金）17時まで</li> <li>・当該事業について質問がある場合には、次の期間中のみFAXまたはメールにて受付を行う。（質問書の様式は任意）<br/>質問受付期間 令和8年2月16日（月）9時～2月27日（金）17時まで<br/>回答期限 令和8年3月3日（火）17時までに順次<br/>FAX番号 045-313-0737<br/>メールアドレス <a href="mailto:caremame@knsyk.jp">caremame@knsyk.jp</a></li> </ul>   |
| 12. 問合せ先・提出先    | <p>事務局 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉研修センター<br/>〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター<br/>受付時間（平日）9時～17時 ※持参の場合は、下記事務局あて事前に電話連絡の上、神奈川県社会福祉センター7階受付まで<br/>TEL 045-311-8899 FAX 045-313-0737</p>   |

## 積算内容に含める項目

| 内容                             |
|--------------------------------|
| 1. 人員確保                        |
| 〔試験問題等梱包作業〕                    |
| ・試験問題等梱包作業監督員                  |
| ・試験問題等梱包作業員                    |
| 〔前日準備〕                         |
| ・前日準備作業員                       |
| 〔試験当日〕                         |
| ・試験運営責任者                       |
| ・会場責任者                         |
| ・会場担当者                         |
| ・主任試験監督員                       |
| ・試験監督員                         |
| ・要配慮受験者試験監督員                   |
| ・当日係員（案内・誘導・連絡）                |
| 2. 各種印刷物及び消耗品・備品等              |
| 〔各種印刷物・掲示物等の作成、印刷〕             |
| ・マニュアル作成費                      |
| ・掲示物・帳票類作成費                    |
| ・受験番号シール                       |
| ※本項目についてはデータ作成、印刷、発送作業費等を含めること |
| 〔備品・消耗品類の調達〕                   |
| ・拡声器                           |
| ・トランシーバー                       |
| ・携帯電話                          |
| ・電波時計                          |
| ・その他消耗品（試験問題等梱包用資材等）           |
| 3. その他                         |
| ・試験問題・解答用紙の保管及び配達              |

※上記以外に必要と考えられる項目がある場合は併せて記載すること。

※1. 人員確保における看護師、警備員、清掃員は見積書に含めないこと（会場から指示があった場合のみ計上を行う）。

※2. 各種印刷物及び消耗品・備品等におけるデータ送受信用電子機器の搬入・設置及び撤去ならびに通信費等にかかる一切の費用は受託者の負担とし、見積書に含めないこと。